

令和4年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第2号）

令和4年9月8日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 常任委員会議案付託
 - 第 6 常任委員会請願付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程 議案第17号、議案第18号直接審議（先議）
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 常任委員会議案付託
 - 日程第 6 常任委員会請願付託
-

出席議員（19名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 常世田 正 樹 | 2 番 | 伊 藤 春 美 |
| 3 番 | 菅 谷 道 晴 | 4 番 | 戸 村 ひとみ |
| 5 番 | 伊 場 哲 也 | 6 番 | 崎 山 華 英 |
| 7 番 | 永 井 孝 佳 | 8 番 | 井 田 孝 |
| 9 番 | 島 田 恒 | 10 番 | 片 桐 文 夫 |
| 11 番 | 遠 藤 保 明 | 12 番 | 林 晴 道 |
| 13 番 | 宮 内 保 | 14 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 15 番 | 宮 澤 芳 雄 | 16 番 | 伊 藤 房 代 |

18番 景山岩三郎

19番 木内欽市

20番 松木源太郎

欠席議員（1名）

17番 向後悦世

説明のため出席した者

市長	米本 弥一郎	副市長	飯島 茂
教育長	諸持 耕太郎	秘書広報課長	椎名 実
行政改革 推進課長	榎澤 茂	総務課長	小倉 直志
企画政策課長	柴 栄 男	財政課長	山崎 剛成
税務課長	向後 秀敬	環境課長	高根 浩司
保険年金課長	高野 久	社会福祉課長	椎名 隆
子育て 支援課長	多田 英子	商工観光課長	大八木 利武
農水産課長	池田 勝紀	上下水道課長	多田 一徳
教育総務課長	向後 稔		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤 昭和	事務局次長	金谷 健二
------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（木内欽市） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第18号までの18議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

崎山華英議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○6番（崎山華英） では、議案第1号、令和3年度旭市一般会計決算の中から大きく9点お尋ねいたします。

（1）歳入の構成比についてですが、地方消費税交付金、繰入金、繰越金等、決算に関する説明資料2ページで見るその他に当たる部分の割合が、例年に比べてかなり大きくなったことの主な要因をお尋ねいたします。

（2）決算書71ページ、ウェブサイト保守委託料について、委託先の業者名、各ウェブページの更新及び管理体制はどのようになっているか、お尋ねいたします。

（3）74ページ、2款1項7目企画費の中で12節委託料、こちらの不用額1,286万3,727円の主な理由を教えてください。

（4）87ページ、定住促進奨励金交付事業について、奨励金を交付し転入された方は58件とありますが、交付した方のそれまで住まわれていた地域はどこからなのか、内訳をお願いいたします。

（5）143ページ、子ども医療費助成事業について、中学生と高校生のそれぞれの延べ支

給件数を教えてください。

(6) 211ページ、新規就農支援事業の親元チャレンジ支援金と、新規就農総合支援事業補助金について、決算に関する説明資料には、事業効果の欄について、就農意欲の喚起、就農後の定着及び就農者の増加に寄与したと書かれていますが、補助金がきっかけで新規就農した方はいるのか、たまたま条件に合致して、補助金の対象になっているだけではあまり効果が得られないと考えますが、そのあたりの検証をしているのかどうか、お尋ねいたします。

(7) 239ページ、観光イベント事業の消耗品費について、袋東ため池へラブリナ購入代等110万835円とありますが、来月袋東ため池は釣座が撤去になるとのことで、その後の新たなへラブリナ購入・放流の予定はありますか。

次に(8) 283ページ、学校いきいきプラン事業について、事業内容と令和3年度の実績を教えてください。

最後に(9) 289ページと297ページ、小・中学校のプール浄化装置等保守委託料ですが、コロナ禍で3年間プールが使用されなかったわけですけれども、今年プールの再開に当たり、特別な修繕が必要となったり、プールが使用できなくなった学校はあったかなど、これまでのプールの管理状況をお尋ねいたします。

1回目の質疑は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長(木内欽市) 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(山崎剛成) それでは、ご質問の(1) 構成比につきまして、その中でその他ということで、その中の増加した主な要因ということで、3点の項目のほうからご回答させていただきます。

まず、地方消費税交付金ですが、こちらは交付金の原資であります消費税の税収が昨年度より伸びたことで増となったことに伴いまして、構成比が昨年度と比べ1.3%の増となっております。

次の繰入金につきましては、庁舎整備基金繰入金が基金廃止に伴い、残額を一般財源へ繰り入れたことや、災害復興基金繰入金が「がんばろう! 千葉」市町村復興基金交付金の津波分を国へ返還するため、一般財源へ繰り入れたことにより、昨年度と比べ3.8%の増となっております。

繰越金につきましては、生涯活躍のまち形成事業や、新型コロナウイルスワクチン接種事業等の新型コロナ関連事業等の繰越明許費が多かったことや、昨年度からの純繰越金の増に

よりまして、昨年度と比べ2.9%の増となっております。

なお、構成比につきましては、国庫支出金につきましては、新型コロナ対策事業として、昨年度実施した特別定額給付金給付事業に係る補助金、こちら約64億8,900万円ほどありましたが、そちらの減などにより大幅な減となったことや、市債が新庁舎建設事業などの完了に伴い大幅な減となったことで、それぞれの構成比が大幅に下がったことも、相対的に割合が増加したもう一つの要因となってございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） それでは、（2）ウェブサイト保守委託料についてご回答いたします。

委託先の事業者名、あと更新及び管理体制はということで、委託先の事業者名は株式会社JTB千葉支店です。

この委託業務では、ウェブサイトが適切に閲覧できるように、システムの管理、保守、セキュリティに関することなどを委託しております。

ウェブサイトの全体の構成やトップページの管理、こういったものは秘書広報課で行っております。それぞれ記事ページの作成や内容の更新については、各担当課において行っており、秘書広報課が承認することで、ウェブサイトへの掲載となります。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、まず（3）になります。

不用額、主な理由についてですが、まず77ページのふるさと応援寄附推進事業と、79ページの生涯活躍のまち形成事業での不用額によるものです。

まず、ふるさと応援寄附推進事業委託料につきましては、返礼品の調達や発送などに係る代行業者への委託料で、ここでの不用額が843万1,969円となっています。

理由ですが、寄附額が当初予算額を超える見込みとなったため、補正予算により委託料の増額を行いましたが、最終的な寄附額が補正予算で見込んだ額よりも少なくなったためです。

また、生涯活躍のまち形成事業については、多世代交流施設おひさまテラスの指定管理料で、こちら不用額が425万2,733円となっています。

理由ですが、開設に向けた準備業務として行った什器や図書などの備品購入が当初の見込みより少なかったためです。

続きまして、(4)になります。

令和3年度の実績58件、以前どこに住まわれていたということですが、東総地域になりますが、近隣では銚子市から13件、匝瑳市が14件、香取市から6件、今の3市を除きます県内からですが、9市1町から14件、そのほか県外としまして、1都4県から11件となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、子ども医療費助成事業についてお答えいたします。

子ども医療費助成事業の支給対象は、ゼロ歳から高校3年生までのお子さんの受診した保険診療医療分です。中学3年生までは受給券の提示により、窓口で自己負担分のみを精算する現物給付、高校生については後日交付申請する償還払いで助成しております。

令和3年度の延べ支給件数につきまして申し上げます。

入院、通院、調剤合わせてゼロ歳から中学3年生までの現物給付は7万3,558件、高校生の償還払いが6,790件、合計で8万348件ございました。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、6項目めの新規就農総合支援事業の関係で、農水産課からお答えしたいと思います。

まず、親元就農チャレンジ支援金は、後継者の確保などを目的に令和2年度から開始された市単独の事業です。実績としましては令和2年が2人、それから、令和3年が9人で11人給付しているところです。

支援金を給付した後継者については営農継続状況を把握しており、現在も農業に定着していることから、農業後継者の確保に寄与していると考えます。

それからもう1点、新規就農総合支援事業補助金は国の事業であり、国の要綱により、交付期間中からも交付終了後も一定期間就農状況を報告する義務があり、市でも対象者の経営収支状況や営農技術の習熟度を把握しております。この対象者は現在4人ということになっています。

また、農林水産省では、交付終了後1年後の就農継続状況について調査しており、都道府県別の定着率を公表しているところです。

なお、千葉県の令和2年度の定着率は95.3%となり、新規就農者の確保に一定の効果があ

ったものと考えます。

あと、ご質問のこの事業が農業者をとどめおくインセンティブになっているかというところなのですが、ある一定程度の効果はあるのではないかなというところで、この支援金によって、ある程度農業者に支援ができていたというのは事実なのかなと考えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは7番目、観光イベント事業についてお答えいたします。

ヘラブナの新たな購入・放流予定はということでございましたが、まず、令和3年度の実績としましては、ヘラブナ1トンを104万5,000円で購入し、ため池のほうへ放流をいたしたところでございます。

本年度のヘラブナの購入及び放流につきましては、先ほどお話がございました釣座のほうを設置しております東総釣友睦会さんという釣りの愛好者の団体がございますが、そちらのほうと、今後協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、（8）283ページの学校いきいきプラン事業の事業内容と令和3年度の実績についてお答えいたします。

学校いきいきプラン事業は、市内小・中学校が学校の裁量を生かし、主体的に特色ある教育活動を展開する中で、児童・生徒一人ひとりの生きる力を育むために、各学校へ補助金を交付する事業であります。

補助金の交付額は1校当たり50万円で、大規模校である中央小学校と第二中学校には80万円を交付しております。

令和3年度の実績といたしましては、落語やミュージカルの鑑賞のほか、米作り・サツマイモ作りの体験、あるいは黒板アート教室、交通安全教室ではスタントマンによる交通事故の再現、オリ・パラ教育では聖火トーチに触れる体験などを実施しております。

続きまして、（9）289ページ、297ページの小・中学校のプールでございますが、学校プールは、コロナ禍であった令和2年度及び3年度は授業を実施しておりませんでした。浄化装置等設備機器については保守点検を実施しております。

本年度はプールの授業を再開しまして、その前に再開前に改めて点検を行いまして、使用

できる学校を調査いたしました。小学校では15校のうち11校のプールを使用いたしました。老朽化等によりプールを使用できない4校につきましては、市バス等を利用して近隣の小学校のプールで授業を行っております。

中学校につきましては、未設置であったり、老朽化が著しくてプール授業を実施しませんが、こちらについては今後も実施しない方向で考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ご答弁ありがとうございます。

再質疑のほうですが、（1）のほうは、ありがとうございます。分かりました。

（2）のほうで、各所管ごとに各ページを更新されているということなんですけれども、ウェブサイトの保守委託料について、全庁である程度ルールの一統はしておりますか。ホームページが以前より見づらくなったりとか、必要な情報がうまく探せないといった声が結構市民のほうからありまして、情報の見つけやすさだったりとか、調べやすさの検証は行っていますでしょうか。

（3）についても分かりました。ありがとうございます。

（4）の定住促進奨励金交付事業についてですが、説明資料の事業効果の欄に、ふるさと回帰センターに奨励金周知したということで、年々奨励金の申請は増えたとありましたが、都市部からの移住、定住はこの奨励金ができるから増加しておりますか。奨励金の申請件数の中ではなくて実数、実質の転入件数の中で、もしお答えできればと思います。

続いて、（5）子ども医療費助成事業についてなんですけれども、すみません、先ほど課長のほうから中学生の延べ支給件数のほうが、未就学児からも全部含めてということになってしまうということで、ちょっとできたら中学生と高校生の比較ができたならよかったなと思うんですけれども、現在高校生のほうが償還払いのみで、窓口で申請書類を持って行って申請することしかできないと思うんですけれども、ほかの自治体だと、郵送での申請も可能にしているところもあると思うんですけれども、本市でも郵送での受付できないのかということをお尋ねしたいと思います。

（6）、（7）は質疑ありません。ありがとうございます。

（8）学校いきいきプラン事業についてなんですけれども、大まかにどのような内容の活動実績があったのか分かりました。その中からどのようなことを成果として評価しているのか、単純にこれをやりました、何回やりましただけじゃなくて、実施後に生徒や教員からアンケ

ートとか意識調査等を行っているのかお尋ねします。

(9)の小・中学校プール浄化装置等保守委託料についてなんですけれども、令和3年度のメンテナンスは適切だったと、令和2年度も含めてですけれども、令和3年度のメンテナンスは適切だったかということをお聞きしたいと思います。15校小学校あるうち11校しかプールのほうを使えないということで、単純に老朽化なのか、それとも3年間使われなくて、老朽化が進んでしまったということもあると思うんですけれども、そのあたりと、あと令和4年度以降の管理方針も教えていただきたいと思います。

再質疑、以上です。お願いします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） それでは、(2)の再質問にお答えをいたします。

ウェブに掲載する上での統一したルールということですが、所管課となる秘書課と担当課と常にやり取りをしておりますので、そこで、ある程度ほかの課とのそういったすり合わせ、調整というものは行っております。

あと、見づらい、分かりづらいというようなご意見もあるということですが、これにつきましては、様々なご意見をいただく中で、改善とかりリニューアル必要な部分があれば、それは所管課である秘書課と、あと担当課と常に調整を図って、改善の必要がある部分については、改善を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） お答えします。

11件の増加ということではありますが、11件につきましては、これは都市部以外も含めての11件となります。

単純に、すみません、例えば東京だけ取り上げた場合ですと、東京が令和2年4件でした。令和2年が4件で、令和3年につきましては単純に5件となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子ども医療費助成事業の関係で、高校生以上の償還払分ですが、郵送でもお受けいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは（８）の学校いきいきプランの事業の評価、教員アンケートを実施しているのか、評価をしているのかというご質問でございます。

学校いきいきプラン事業に対する評価につきましては、事業主体である各小・中学校から、児童・生徒に教育効果があった旨の実績報告が提出されておまして、教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして実施しております教育委員会の事務の管理及び執行に係る点検評価の中で、事業の点検評価をしておまして、順調と評価しております。

続きまして、（９）のプールのメンテナンスでございます。

こちらにつきましては、プールの保守点検につきましては、コロナ禍の中でも２年度、３年度におきまして、コロナ禍収束に伴うプール授業の再開に備えまして、適切にできるよう、ろ過装置、塩素滅菌装置及び配管等に異常がないか、毎年点検を行ってまいりました。

今年実施できなかった４校につきましては、１校はもう既に老朽化で解体済みでございますが、残りの３校につきましては、やはり２年間使わなかったということもあるかと思いますが、その機械装置以外の部分で、プールのひび割れ等激しくて、修理するには大金がかかるので、ほかの学校を利用したほうが効果的じゃないかということで、利用いたしました。

それと、今後の管理方針ということでございますが、当面は各校プールの適切な維持管理に努めまして、使用できないところは近隣の学校との共同利用を行うとともに、老朽化の状況や今後の学校再編の進捗状況を考慮しつつ、計画的な改修や、場合によっては民間プール施設の借り上げなどを検討して、適切な運用に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） すみません、財政課より、先ほどちょっと発言の中に誤りがありましたので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

説明の後段のほうなんです、比率の中で国庫支出金の話の中で、特別定額給付金の給付事業の実施年度を昨年度と言ってしまいましたが、こちら２年度の実施ということで訂正のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○６番（崎山華英） ありがとうございます。

再々質疑としまして、（４）の定住促進奨励交付事業について、現状、新築建築購入も交

付の条件に入っていると思うんですけれども、そういった新築を促進するということは、将来さらに空き家を増やす原因につながらないのか、ちょっと懸念を抱いているところです。今後も継続して新築住宅は交付条件として入れる予定なのか、お尋ねいたします。

あと、すみません、(8)の学校いきいきプラン事業についてなんですけれども、こちらの事業について、これからコミュニティスクールの事業始まると思うんですけれども、若干ちょっとかぶっているところもあるのかなと思ったんですけれども、コミュニティスクールが始まっても、こちらの事業は継続するのか、お尋ねいたします。

あと最後、以上ですね、すみません、お願いします。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、(4)の質問についてお答えします。

まず、要件ですけれども、新築の住宅と中古住宅もあります。こちらについては、移住される方、新築なり中古住宅なりを購入していただいて住んでいただきたいなと思っております。

住まわれて空き家になっちゃうんじゃないかという心配をされておりますけれども、新築でも中古住宅でも、いずれにいたしましても、末永く住んでいただきたいなど。それが人口増につながっていくのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） (8)の学校いきいきプラン、これからコミュニティスクールが始まっても継続するのかというご質問でございます。

学校いきいきプランにつきましては、今後コミュニティスクールが始まっても継続していく予定でございます。

コミュニティスクールは、地域の皆様のいろいろなご協力をいただきながら、地域と連携しながら進めていくということでございます。地域、各特色があると思いますが、各学校でも、これまで学校いきいきプランで特色ある事業を進めてまいりましたので、それらと連携しながら、併せて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 私は、令和3年度の決算審査に当たりまして、2件だけお聞きしておきたいと思います。

一つは、監査委員の決算審査意見書の一般会計のところの最後の結びのところの文章から、大変いろいろと教訓を得ておりますので、少しお話をさせていただきたいと思います。

本市の財政状況はということで、全体的には健全化の傾向があるというふうに言われております。

ところで、健全化というのは何かということ、大変執行部も監査委員も気にするところだと思いますが、全体的に特別支障があるような状態ではないということだと思うんですけども、しかし、この中で言われていることで、将来的なことについてはかなり危惧されている内容だと思います。

それは最後の4行です。

この最後の4行をなぜ私が気にしたかということ、先日の代表監査委員の方が本会議でもって述べられたことで、最後の部分が大変気になったんです。このことを意識しながらこの結びの文章を読んでもらうと、4行だけ読ませてもらいますが、市民が将来に希望を持って子どもを産み、育て、教育できる、安心して働き暮らせる、そして人口が増加する活力あるまちづくりを進め、ウィズコロナ、ポストコロナへの対応も視野に入れながら、チーム旭で旭市総合戦略に掲げる将来都市像「郷土愛からつなぐ未来ず〜っと大好きなまち旭」の実現に注力していただきたいと。

ここで言われていることで、最後にこの文章とかなり違う内容のお話がありました。

それは、私は一般質問でも取り上げますけれども、旭市が本当に市内のコロナ対策をやっていたのかということに疑問に思いました。そして、その中で監査委員さんは、なぜ死亡者数が発表されないかということまで疑念を出しました。これについて、ぜひ市長のご見解をお聞きしたいと思います。

次に、もう1点だけ決算でもってお聞きしておきたいと思うことがあるんです。

それは、生涯活躍のまち形成事業関係の予算の執行についてであります。

この事業は、平成30年8月に市議会全員協議会でもって、生涯活躍のまち・あさひ形成事業者募集要項が発表されまして、その中でもってハード面に関する支援は5億円を上限として市から援助を受けることができるものとするという内容が出ておりました。

この事業は結局平成30年、次の年が令和元年ですね、完成したのが、実際に動き出したの

が令和4年、今年からであります。約3年半ぐらいかかっているんですけども、この間に平成30年9月議会で最初の予算が計上されました。それが債務負担行為補正、生涯活躍のまち形成事業補助金、平成30年度から平成32年度5億円ということでありました。

これは募集要項を見てみますと、大変いろいろと問題があるなという事項が含まれているんです。

それは、この中にはっきりと5億円を限度として補助金を出していいことになっています。そして、令和2年7月22日に決定された事業者と基本協定書を結ばれました。それから事業が進んでいるわけで、その基本協定書の中ではやはり同じように金額がはっきりとは書かれておりません。

そして、協定書の5者の協定があるわけですけども、その中でどういうことが行われたかということ、要するに3.5ヘクタールの畑と田んぼを使うわけですから、市が協力して優良農地を転用することに力を貸そうということになりました。これははっきり要項に書いてあるわけですね。

ところが、同じ時期に今でもそうですけれども、市内の農地は、一定の地域は全く転用できない状態で、大変住民の方々が困っている。こういう状態が進んでいるんですけども、これについて市は一向に方向性を出さないんです。

それから、もう一つの問題なのは、5億円という金額が最初に債務負担行為でもって議会に計上されましたけれども、それを5億円払う根拠はどこにあるのか。市の考え方では、そこに建てるための土地の整備に、私、全員協議会でもって配られたのを調べてもらいましたけれども、5億4,000万ぐらにかかると、そのうちの5億円補助しましょうと言うんですけども、市が民間の方にお金を補助する場合には、それを規定する条例上の根拠がなければいけないと思うんですけども、その根拠はどこにあるのか、お聞かせいただきたいと思っています。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（木内欽市） 松木議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 私からは監査委員の決算審査意見書についての見解を申し上げます。

監査委員からの意見書におきましては、本市の財政状況は健全な状態を維持しているとのご意見をいただいたところですが、私も健全化判断比率の各種指標などから、健全な財政が維持できているものと考えております。

一方、ご指摘にもございましたが、将来的な人口減少や歳入を取り巻く環境が一段と厳しくなることが見込まれますので、今後も将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するため、行財政改革などを着実に進めてまいりたいと考えております。

なお、コロナ感染症で死亡した方の人数をなぜ公表しないかということでございますが、この死亡者数は保健所を設置しております千葉県が把握しております。

また、県がなぜ発生市町村名を公表していないかと言えば、国の規定に基づき、死亡者家族の承諾を得ずに、この数字を扱っている。居住地を特定することにより同定できてしまう地域もあるため、県としては県内、県外としか公表していないということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） お答えします。

まず、この生涯活躍のまち形成事業でありますけれども、この事業を進めるに当たりましては、まず本市の最大の地域資源であります旭中央病院をまちづくりの核とした上で、安心・暮らし・交流の環境が整った新たな拠点形成を目指してきたところであり、まちづくりをより効果的に実現させるために、事業用地は旭中央病院になるべく近い場所にこだわってきました。

また、この事業では、長期間にわたって安定的かつ効率的な経営及び質の高いサービスを提供するために、当初から民間事業者の資金と経営能力とを活用することを目指して、平成30年度に実施した公募型プロポーザルによって、イオンタウン株式会社を代表事業者とするグループを事業主体として選定いたしました。

決算書81ページにあります生涯活躍のまち形成事業費補助金の5億円ですが、これは事業者グループが生涯活躍のまち・みらいあさひを整備するに当たり実施する事業用地の造成及び開発に伴い必要となる道路拡幅や上下水道等の周辺インフラ整備に対する補助金であります。

この補助を行う理由ですけれども、通常、開発を伴うまちづくりを自治体が誘導する場合、民間企業の参画をしやすくするために、市で所有しているインフラ等が整った土地を提供し、上物整備などを民間に行ってもらおうという事例は多くありますけれども、本事業の事業地については農地であり、周辺インフラもほぼ未整備という状況でした。そのため、平成30年度に民間事業者公募を実施するに当たり、造成・インフラ整備を対象に、要望があった場合に5億円を上限に補助することとして、平成30年9月議会で債務負担行為の設定の補正予算を

上程して、可決をいただいたことは議員おっしゃるとおりでございます。

それと5億円という額の根拠ですけれども、市で造成や周辺インフラを整備した場合を想定して、各担当課に造成、上下水道及び道路の整備費用を積算してもらったところ、概算費用、先ほど議員さんおっしゃいました5億4,000万円ほどとなったため、これを基に5億円を上限として、市の補助金等交付規則に基づく要綱に沿って補助することといたしました。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 最初に市長のご答弁について、私から再度お聞きしたいと思うんです。

会計的なものについては、どういうものを見るかいろいろあると思うんですけれどもね、健全化。特別旭市が財政指数がいいわけではないんですけれども、まずこの数年の間はいろいろな事業もやっているけれども、破綻するような状況もないし、90億円からの一般会計財調を持っているということで、ただそれを十分に使っているかどうかということについての疑念を私は持っています。そのことだけ市長に申し上げておきたいと思います。

それから、生涯活躍のまち形成事業関係については、市の補助金要綱でそういう事業について限度額がある程度決められているわけですか。つまり、どうして支給することができたかということをお聞きしているわけです。

特別に、例えば協定書の中に、事業をお願いする方との協定書の中に、こういう場合には5億円補助しますとか、そういう意図が入っていれば、旭市は債務が生じるわけですね。ですから、お金を払わなければならない。それで市の条例でもってこういう事業をやる場合には、こういう事情で限度を考慮して補助をするということが決まっていれば出します。それもいいでしょう。でも、この5億円というのはどこから来たかと言ったら、私も図面見せてもらいましたけれども、造成した場合の上下水道を含めて道路を造った場合の費用がこのぐらだから、それを5億円を超えない範囲でということになっているから、これで5億円までということになった。お金を払う根拠が本当に地方自治体としてあったのかどうかということについては、はっきりと教えていただきたいんです。

なぜこんな疑問が出たかということ、実は出来上がったときに、どうしてこんな事業があったのだろうというふうに調べてみたら、ある方の発言で5億円出したから始まったんだという文書を見たんですね。何だろうと思ってずっと調べてきて、まだ疑問が解けません。

それから、もう一つ私言いたいのは、この間も全員協議会で議論しましたけれども、3.5

ヘクタールの土地について、下水区域でないわけですね。本会議で初めて言いますけれども、下水区域でないのに、下水を受け入れることにしたわけです。それは、下水道法や、それから、旭市が決めている下水の条例でもってつなげられて水を出してくれる人がいれば、それをつなげばいいということですから、そういうことでもって本当にいいんでしょうか。

それからもう一つ、3.5ヘクタールのうち、イオンタウンの部分は借地ですね。それで大和ハウスと株式会社楽天堂の場所は、所有者から購入しています。30年間ここを借りるということになっていますけれども、30年たって、私らもう死んでいますけれども、30年たったときに、イオンタウンとの間でどういう約束がされているかも教えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、お答えいたします。

まず、5億円払う必要があったのかということでもありますけれども、これは、そこで事業を展開するに当たり、まず民間企業が出てきやすいように、あくまでもそのインフラ整備に係る、市がやればこれだけかかるという部分を民間にやっていただいて、事業を導入しやすくなるように考えて、5億円というのを補助することといたしました。

すみません、下水道につきましては、官でやればその計画なりの見直し、確かにあるかと思えます。民間がやれば、できたものを直接つなぐというような手続きになるのかなというふうに思っております。

すみません、あと借地の関係なんですけれども、こちらにつきましては、事業者と土地の所有者の契約となっております、すみません、一応、契約終了後は、現状に戻すのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 最後の質疑になりますけれども、二つあります。

まだ答えていないのは、5億円を払う法的根拠がどこにあるのか。民間と協定でもってこういう場合はこうしようということが協定書にどこにも書いていないじゃないですか。書いてあれば、債務が旭市は生じるわけです。

それから、イオンタウンが借地でもって借りるところがある。終わったときにその民間と地主でもって話し合えばいいと。じゃ、旭市が転用まで指導して、県に申し入れてやらせたところに、旭市は全く責任ないままほっておくんですか。こういう、この事業はそういう問題点を抱えた事業だということを私は指摘しておきたいと思うんですけども、市長、どうですか。ちゃんとそれでもってできると思いますか。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） おひさまテラスに限らず、生涯活躍のまち・みらいあさひでは、官民連携を事業推進の原動力としているところでございます。

おひさまテラスはイオンタウンが整備をして、それを市が借り受け、公の施設とし、さらに指定管理制度を活用して、イオンタウンとの官民連携により施設運営をするという事業スキームであります。

市が施設を所有せず、民間の持つアイデアやノウハウを最大限に活用する、これまで本市ではなかったような、地域の皆さんにわくわくを提供できる施設となっています。

4月23日のオープン以来、8月31日までの4か月余りで、既に14万4,000人を超える来場者を数えており、期待を大きく上回る成果を得られています。

また、おひさまテラスの事業スキームは、官民連携の好事例として、国や他の自治体からも大変注目されており、これまでに20団体以上の視察や、内閣官房が主催するセミナーでの講師依頼、各種メディアの取材を受けるなど、多くの反響をいただいております。

官民連携は、今後の本市のまちづくりを牽引する大きな力になるものと感じており、今後も積極的に推進していきたいと考えています。

30年後の話でございますが、その際は当然市も間に入って協議会なり地主さんなりと相談をしていくということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、根拠のほうになります。

補助金の根拠につきましては、旭市生涯活躍のまち形成事業費補助金交付要綱というものを定めております。これによりまして、旭市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱で定めております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それでは、戸村ひとみ、第3回定例会の質疑を行います。

私は、決算を認定するに当たり、一番大切なことは税が公平公正に徴収されたか。そして、そのお預かりした血税がまた公平公正に還元されたか。そのことが一番大切だと考えております。

その視点から、まず入りのほう、歳入、税金とか、使用料負担金、財産収入とか、もろもろございますが、まず入りのほうから決算書のほうで質疑を数点。それから、出のほう、歳出のほうは、当局側がこの説明資料を出してくださっていますので、こちらの資料の中で、事業効果、この事業効果という欄があるんですけども、この事業効果は市が令和3年度、これだけ自信を持ってやりましたよというその成果を書いてあると私は思っておりますので、そこから数点質疑をさせていただきます。

まず、1番、16ページです。

市税について、前年度比2.1%減の理由を教えてください。

2番、市民税及び固定資産税について、予算額と決算額の大幅な相違の理由を教えてください。

これ市民税に関しましては、予算額が32億5,766万5,000円、32億ですね、調定額、実際には予算を立てて、この32億5,000万円にしたけれども、実際には計算してみたらこれだけのものが頂けますよという調定額が36億3,324万3,525円。これ3億8,000万円余りの相違がございます。約1割超えなんですけれども、これ実際に収入済みで、35億876万3,788円が収入済みです。不納欠損も頂けない、絶対に頂けないのが867万9,095円。収入未済、まだ頂いていないやつ、これが1億1,652万7,157円で、固定資産税に関しましては、予算現額ですね、予算が29億2,600万8,000円で、調定額、計算したらこれだけ頂けるはずだが32億8,538万9,136円。これもこの差が2億6,000万円ほどございます。こちらも約1割弱なんですけれども、収入済み、こちらの収入済みのほうは30億5,500万円で、不納欠損が1,230万円ほどございます。収入未済、まだ頂いていないのが2億1,825万4,490円ございます。

私としてはこの大きな3億円、予算と調定額との3億円だの2億円だのという、この大きな相違の理由を聞きたいところです。

3番、18ページです。

配当割交付金について、大幅増の理由を教えてください。

同じようなことで、次の4番の株式等譲渡所得割交付金について的大幅増の理由も教えてください。

あと、5番、20ページ。

法人事業税交付金について、予算額と決算額的大幅な相違の理由を教えてください。

こちら令和2年度から法人事業税交付金というものができたということで、令和2年度からできたものにしては、その額の違いがちょっと大きいので、これを教えてください。

それから、6番、24ページです。

学校給食費負担金増の理由を教えてください。

7番、24ページ。

児童福祉使用料の予算額と決算額的大幅相違の理由も、こちらも教えてください。

8番、40ページです。

財産収入、大幅増の理由、昨年度と比べて大幅増になっている理由を教えてください。

9番、42ページ。

不動産売払収入の件数と、これ行政改革で市が所有している旭市の所有の土地、建物もくつついている場合もありますけれども、その売払いを推進していると思います。この推進状況で、令和3年度はどのようにこれが進んだのかですね。それを教えてください。

あと10番、47ページです。

生活保護法による弁償金の大幅増の理由を教えてください。これ生活保護法、二つの法律を明記してあって、そこによる弁償していただいた、お返ししていただいたという金額がかなり令和2年度と比べて増えておりますので、この理由をお願いいたします。

あと11番、50ページです。

臨時財政対策債、この大幅増の理由を教えてください。こちらも借入れということなので、これがなぜ大幅増になっているかということを教えてください。

あと12番、ここから、歳出のほうです。

77ページ、ふるさと応援寄附推進事業の関係人口拡大の数値と今後の見込みをお願いいたします。これ関係人口の拡大につきましては、説明資料の24ページに事業効果、真ん中辺ですけれども、返礼品を通じた交流だけではなく、関係人口の拡大が図れた、私はこの関係人口に関しましては非常に関心がございます。この推進が図れたということで、その数値と、

それから今後の見込み、お答えください。

13番、87ページです。

定住促進奨励金交付事業について、財源の根拠をお願いいたします。これ地方債で、若干この少ない金額をなぜ借り入れたのかというのが疑問に思いまして、この借入れの理由を教えてください。

それから、14番、201ページです。

住宅用省エネルギー設備設置助成事業の達成率、これをお答えください。これは平成何年度からでしたっけ、進めているんですけども、県の補助金がなくなったにもかかわらず、市の独自事業としてやっているということで、事業効果のところに記入がございます。私ともいいことだと思えるんですけども、独自でやって、恐らくこれは進めたほうがいい、この事業は進めるべきだということで、市独自でも進めていращやるといことだと思えますので、その目標、そしてその達成率、令和3年度ではどこまでいきましたか。そこを教えてください。

15番、211ページです。

新規就農総合支援事業の成果の検証はということで、先ほど崎山議員のほうから同じような質疑がございました。4人というのがそうですか、お答えが4名とかって。もう1回これ教えてください。

定着率ということで、県のほうの定着率をお答えされたようなんですけども、市のほうの検証を教えてください。

16番、211ページです。

水田農業構造改革推進事業について、需要に即した米作りの成果と今後の推進方針、これは需要に即した米作りということでこの事業をやっていると書いてあるんですけども、予算のときもそれをお聞きしました。つまり、需要と供給のバランスが取れないと米価が下がるので、そんなにいっぱい作らないという方向で飼料米に変えるだとか、いろいろ作るものを変えるという方向での事業ということで、その成果が表れたということなんでしょうけれども、私は今のこの気候変動というんですか、異常気象で、世界各地で食料というか食物が取れなくなっている。それと、あと戦争が起こったりして、輸入に頼っている日本としては、非常に危機的な状況に、これから先もなるんじゃないかと、いろいろなところの報道でも懸念されておりますが、私もそんなことを、旭市にいと、それがちょっと感じられないんですけども、報道とか見るとやはりそれを感じます。

そんな中で、果たしてその人が食べるお米をどんどん作らなくしていったいいものなのかどうかというのが、これも各種報道で議論されております。そのところで、せっかくこのお米作りに適したこの旭市で、人が食べるお米、食料米をどんどん減らしていくことが正しいやり方なのかどうか、その米価が下がらないことを目的としてやるのであれば、ほかのやり方とかもあるんじゃないかなと思うわけです。その辺の今後のこの事業の推進方針みたいなものをお聞かせいただいたらと思います。

17番、510ページです。

財政調整基金の推移と今後の見込みをお願いいたします。これ財政調整基金の推移に関しましては、説明資料の10ページに、平成29年度から30年度、令和元年度、令和2年度、そしてこの決算の令和3年度までグラフがあります。で、平成29年度から95億円前後、財政調整基金に関しては推移しているんですけども、これが先ほどの松木議員の質疑の中にもありましたが、この財政規模で95億円前後というのが適正な財政調整基金の規模なのかどうか、これいわゆる家庭でいうと普通預金に当たると思うんですけども、これが適正、適正というその議論も非常に難しいとは思うんですけども、その辺の考え方ですね。

それから、今後の見込み、財政調整基金、普通預金ですから、ここ足りないと言ったらぼんと出したりとか、ご家庭での使い方と同じようにできる自由性があるので、極端なことを言うと、あっという間に減ってしまうものでもあるわけです。そこをどのようにしていこうとされているかというその今後の見込みですね。つまり令和4年度末ではどれぐらいになって、その後どういうふうになると推測されているかという今後の見込み、この辺りを教えてください。

以上、1回目です。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時20分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それでは、（１）市税について、前年度比2.1%減の理由でございますけれども、決算書の16ページ、1款市税の収入済額は76億546万9,221円で、対前年度比2.1%、1億6,428万7,740円の減となりました。

この要因でございますが、やはり新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置が講ぜられたことによりまして、社会経済活動の自粛、停滞等が大きなものであったことと思います。

初めに、市民税でございますが、調定ベースで申し上げますと、個人市民税所得割の8割を占めます給与所得に係る課税額は、前年度比で2.4%の減という状況となっております。

また、法人市民税については、平成28年度の税制改正により、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、地方交付税の原資として、法人税割の税率を3.7ポイント引き下げるといような改正がなされております。

これは、令和元年10月1日以後に開始される事業年度から適用されておりますので、この制度改正によるものも大きな要因となると認識しております。

また、固定資産税につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に係る影響による事業収入が減少した中小事業者等の事業用資産に対するコロナ特例減免による減、及び3年ごとの評価替えによる家屋の経年減価による減によりまして、前年度比で3%の減という状況となっております。

続きまして、（２）市民税及び固定資産税について、予算額と決算額の大きな相違ですけれども、予算額と決算額を比較しまして、大幅な相違のあった税目について、その要因をお答えいたします。

初めに、市民税でございますけれども、個人市民税の現年課税分の収入済額は30億7,201万6,147円で、予算額28億6,552万4,000円と比較いたしますと7.2%、2億649万2,147円の増となっております。

この要因でございますけれども、個人市民税所得割の8割以上を占めます給与所得におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明な状況であったことから、平成22年度課税時におけますリーマンショックによる影響、これは所得金額が前年度比で4.77%のマイナスであったわけでございますけれども、これと同程度の影響があったものと見込んで予算額を算定したところでです。

しかしながら、当初課税時におきましては、税額で2.4%のマイナスにとどまったこと、また、営業所得におきましては30%ほど減少すると見込んだものの、各種給付金の効果もあ

ってか、税額はほぼ横ばいということが要因として挙げられます。

次に、法人市民税ですけれども、法人税割ですけれども、令和2年9月に関東財務局千葉財務事務所が公表しました法人企業景気予測調査によりますと、令和2年度の経常利益は、全規模・全産業ベースで20.6%の減益と、税制改正による税率3.7ポイントの引下げを踏まえた調定見込額に地域性を考慮して、コロナの影響をマイナス18%として算出したものでございます。

結果としましては、マイナス10%の影響にとどまりました。

次に、固定資産税でございますけれども、純固定資産税の現年課税分の収入済額は29億9,802万8,370円で、予算額28億7,915万2,000円と比較いたしますと4.1%、1億1,887万6,370円の増となりました。

この要因でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明な状況であったことと、先ほどもご説明いたしました事業用資産に対するコロナ特例減免の影響による減少、さらに新規事業用資産の投入の減少を見込み、対前年予算比4.7%減の予算額を算定したところでございます。

しかしながら、収入済額におきましては、対前年比3%のマイナスにとどまり、想定ほど影響が少なかったため、対予算比では増となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課からは（3）から（5）まで3点につきましてご回答申し上げます。

まず、（3）の配当割交付金の大幅増の理由ということでございますが、令和3年度の配当割交付金は、対前年度1,607万5,000円、44.0%の増となっております。

配当割交付金は、県税である配当割収入額の一部を原資とした交付金でありまして、県が交付基準に基づき算定した額を市町村に交付するものでございます。

令和3年度の決算額が増となった要因は、原資である配当割収入が増額となったことによるものでございます。

続きまして、（4）の株式等譲渡所得交付金の大幅増の理由ということでご説明申し上げます。

令和3年度の株式等譲渡所得割交付金につきましては、対前年度2,175万円、48.9%の増となっております。

株式等譲渡所得割交付金につきましては、県税であります株式譲渡所得割収入額の一部を原資とした交付金でありまして、県が交付基準に基づき算定した額を市町村に交付するものでございます。

令和3年度の決算額が増となった要因は、原資であります株式等譲渡所得割収入が増額となったことによるものでございます。

続きまして、(5)の法人事業税交付金について、予算額と決算額の大幅の相違ということで、まず、令和3年度の法人事業税交付金につきましては、対予算3,208万6,000円、153.5%の大幅な増額となっております。

法人事業税交付金は、県税である法人事業税収入額の一部を原資とした交付金で、県が交付基準に基づき算定した額を市町村に交付するもので、令和3年度の予算額につきましても、県から示された推計に基づいて算出した額を計上しております。

予算額に対して決算額が大幅な増となった主な理由につきましては、法人事業税への収入、税収ですね、税収が県の見込んだ推計額を大幅に上回る増収となったことに伴いまして、交付額が増となったものでございます。

それで、令和3年度決算額のほうも前年度に比べて大幅に増となった要因につきましては、法人事業税収入が増収となったことに加えまして、議員さんおっしゃっていましたように、令和2年度からこの制度開始ということで、経過措置がございまして、市町村に配分される法人事業税額収入の割合が令和2年度の3.4%から、令和3年度は7.7%に増えたことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは(6)、24ページの学校給食費負担金が増になった理由でございますが、まず、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大による経済対策として、子育て世帯の負担軽減を図るために、2年間両年度ともそれぞれ6か月間の給食費無償化を実施し、収入額は例年より減額となっております。

なお、令和2年度につきましては、それに加えまして、4月、5月、こちらコロナ感染症の拡大によりまして、小・中学校が全国一斉休業になった影響によりまして、2か月間給食の提供がなく、学校給食費負担金が2か月分減少したため、結果的に令和3年度は令和2年度より収入額で約2,300万円の増となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 児童福祉使用料の決算額につきましては、6,836万1,240円で、予算額8,306万2,000円と比較いたしますと、1,470万760円の減となっております。

その内訳は、備考欄1の公立保育施設保育料で、予算と比較いたしますと1,100万円の減、備考欄2の公立保育施設保育料過年度分、こちらは30万円の増です。備考欄3は、管外委託している保育に要する費用を各市町村から徴収する公立保育施設使用料で約400万円の減となっております。

翌年度の予算編成時の利用児童数や保育料の算定につきましては、予算要望時点の実績を基として算出したところですが、新規入所児童数や利用世帯の所得状況など予測が困難な部分もあり、予算額と決算額に差が生じたところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは財政課からですが、申し訳ありませんが、財政課のほう（8）と（11）、（17）と一括して答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、（8）財産収入についての大幅な理由ということでございます。

令和3年度の財産収入は、対前年度3,192万7,000円、62.8%の増となっております。

令和3年度の決算額が増となった要因につきましては、財政調整基金の利子が1,240万7,000円の増額となったことや、旧クリーンセンターの車両などの物品売払いにより、物品売払収入が913万6,000円の増額となったことによるものでございます。

続きまして、11番の臨時財政対策債の大幅増の理由ということでございます。

令和3年度の臨時財政対策債は3億円で、令和2年度の2億円から1億円、66.6%の増となっております。

臨時財政対策債につきましては、発行可能額に対応する元本及び利子について、後年度に全額交付税で措置される起債であることから、決算見込みなどを踏まえまして、可能であれば発行額の抑制を行っているところでございます。

令和3年度についても、決算見込み等を考慮しまして、発行額の抑制に努めましたところですが、その結果として、増額となったものでございます。

続きまして、（17）財政調整基金の推移と今後の見込みということでございます。

財政調整基金の、まず適正な額というお話がございました。

適正な額につきましては、それぞれの自治体の財政事情や市町村合併の有無、今後予想さ

れる事業などの様々な要素によりまして、大きく異なるものであると考えております。

また、国からも明確な基準が示されていないということもございます。したがって、本市の適正な額についても、ここで具体的な金額を申し上げることは難しいところではございますが、財政調整基金は将来の安定的な財政運営のために欠かすことのできない財源であるものと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今後の見込みということでございますけれども、今後につきましては、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加、また、公共施設等に係る維持更新経費の増、保育所、小・中学校等の再編などによる財政需要の増加が見込まれております。

財政調整基金の活用は、そういった事業の財源として必要不可欠なものであると考えておりますので、今後も財政状況などを見極めながら、適宜財源としての活用を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 行政改革推進課から9番目の42ページ、不動産売払収入の関係でお答えいたします。

令和3年度の不動産売払収入の件数は3件でございます。

それから、進捗状況ということでございますが、土地につきましては、合併後の平成17年から令和3年度末までに、インターネットの公有財産売却システムなどを活用いたしまして138件、2万8,474平方メートルを処分いたしました。

今後は、旭市公共施設等総合管理計画などによりまして、施設の統廃合を進め、発生した未利用地につきましては、その活用方法を検討した上で、活用見込みのない土地につきましては適切に処分してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） (10)、決算書47ページになります。生活保護法による弁償金の大幅増の理由についてでございます。

初めに、弁償金の備考欄2、生活保護法第63条分と、備考欄3の78条分の内容についてご説明させていただきます。

まず、備考欄2、生活保護法第63条分でございますが、これは被保護者が急迫の場合において、資力はあるが直ちに活用できずに保護を受け、その後、資力が換金されるなどで生活

に充当できるようになったときに、保護費を支弁した市に対し返還しなければならないとされているもので、この941万5,309円はその返還金となります。

法第63条を適用した主な事例としましては、年金の遡及受給や保険の解約返戻金の受領、相続財産を取得した場合などがあります。

次に備考欄3、生活保護法第78条分でございます。

これは、例えば勤労収入があるにもかかわらず、市への届出を怠るなど不実の申請や不正な手段により保護を受けた場合に、その不正に受給した額を市が徴収するもので、27万2,986円はその徴収金となります。

ご質問の弁償金の令和2年度と比べて大幅な増の理由でございます。

これは、備考欄2の生活保護法第63条分の令和2年度分420万2,890円と比較すると、増となっております。

その理由としましては、年金の請求手続きにより、遡及分を含めた年金が一括で支給されたこと、また、相続財産を取得した被保険者などが金額の大きな方が複数いたためとなっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 私からは（12）と（13）についてお答えいたします。

まず（12）になりますが、関係人口ということで、まず、本市に寄附をしていただいた方の人数をお答えいたします。

令和3年度寄附者数ですが、延べ4,566人の個人と26件の団体となり、令和2年度と比較しまして59%、1,700件余り増加しております。

寄附者の増加に伴い、釣り船やサーフィンなど体験型の返礼品も増えていることから、市を訪れる方も増加していると考えております。

今後ですが、令和4年度につきましても、さらなる増加を見込んでおります。

続きまして、（13）になります。

起債の借入れの理由になります。

この事業に充当している起債ですが、過疎対策事業債になります。

理由ですけれども、この定住促進奨励金交付事業につきましても、干潟地域を対象とした旭市過疎地域持続的発展計画に記載されている事業でありまして、本計画に記載されている事業につきましても、過疎対策事業債の活用が認められていることから、干潟地域へ定住し

た3件分170万円について、過疎対策事業債を充当しております。

この過疎対策事業債ですが、元利償還金の70%が交付税措置されるものです。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、(14)住宅用省エネルギー設備設置助成事業の達成率についてご回答をいたします。

本事業は、自然エネルギーの有効利用及び家庭における地球温暖化対策を促進、普及啓発するためのものがございます。

また、この助成事業は、住宅用省エネルギー設備を設置する個人の方に対して、設備費用の一部を本人申請により助成するもので、全ての設置者に補助金が交付されているわけではありません。

したがって、本事業では、達成目標も特に定めていないため、達成率はございません。

なお、令和3年度の補助実績では、まず太陽光発電設備ですが、予算においての見込件数45件に対し、補助件数は45件、家庭用燃料電池システム、いわゆるエネファームにつきましては、見込件数が1件に対して補助件数はゼロ件、定置用リチウムイオン蓄電システムにつきましては、見込件数65件に対して補助件数は50件、太陽熱利用システムは、見込件数1件に対しゼロ件でありました。

本来こういった住宅用省エネルギー設備につきましては、100%の設置が理想ではありますが、平成22年度から令和3年度までの太陽光発電設備の設置数につきましては、累計で720件になります。全世帯数約2万5,000世帯から見るとまだまだだと思います。

また、この設備は大変経費がかかりますので、これから家を建てる方、また、設置を考えている方などに対しまして少しでも補助をし、また、普及啓発につながればと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは項目の15番と16番、新規就農の関係と水田農業構造改革の件について、農水産課からお答えいたします。

まずは、新規就農関係なんですが、先ほどの崎山議員の回答の中で新規就農総合支援事業、国の事業なんですけれども、この千葉県の定着率が95.3%なんだけれども、市はどうかというご質問だと思います。

この総合支援事業を活用しての市の農業者は、今のところ100%就農しているという状況になります。

すみません、16項目め、水田農業の関係です。申し訳ありません。

需要と供給のバランス、米価という話いろいろ出たんですけども、一応市では国の政策に沿った主食用米からの作付転換というのを推進しております。主食用米の需給調整による米価の維持と、稲作経営の安定化を図っている、そういう状況になっています。

推進の結果、主食用米から作付転換に取り組んだ面積は888.3ヘクタール、前年度比184.5ヘクタールの増加となりました。これらの事業によって取組面積が拡大して、流通機械の整備、それらが図られたことにより、米価の維持に対し、一定の効果があつたものと考えます。

引き続き主食用米からの作付転換を推進し、米価の維持と稲作経営の安定化を図ってまいりたいと思います。

また、ご質問の中で人間が食べるお米を畜産に出すのはどうなのかという意見もあるという話なんですけれども、考え方はいろいろあると思うんですが、要は需要と供給のバランスという部分では、今の人間が供給しているお米が食べ切れていないという状況があるんだと思います。なので、人間が食べ切れない分を畜産農家に渡していると。もう昨今、いろいろなウクライナ情勢とかで、畜産農家のほうも輸入飼料高騰してかなり困っていますので、そういう部分でも、一つの成果になっているのかなと考えます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 細かにご答弁ありがとうございました。

では、一つずつ再質疑をやらせていただきます。

1番の市税についてです。

こちらのほうをコロナの影響等をいろいろ考えて、コロナの影響等がやはりかなり影響しているんだというのがご答弁の中から取れました。

それで、私、この予算等調定額それから、収入済額、不納欠損、それと収入未済とかの数字を並べてみたときに、これはコロナになってからということでしたので、そうなんだとは思いますが、何か頂き切れないところの分を見越して予算にしているんじゃないかなというような、そんな懸念がちらっとよぎったもんですから、それで聞いてみたいと思いました。

というのも、予算でしっかり予算立てをしておかないと、市長が何かやりたいと思われる事業とかに割けない部分というのが、これだけの予算じゃ、こっちには到底回せないよみた

いなことが起きてくると思ひまして、何が言いたいかといいますと、学校給食費の無償化とかその辺のことを言いたいんですけれども、そんなところで、そうじゃないということが今のご答弁で分かりました。

リーマンショックのときと同程度のことを見越して予算を立てたら、給付金の効果とかもあって、そこまでのことはなかったということで、この予算と決算額との差がこれだけ出ているということが分かりました。

いずれにしても、2.1%の減という、収入が減ということというのは本当に、これを必ず検証して次に減にならないようなことを考えていかなきゃいけないと思いますので、この減についてはちょっと聞いてみたいと思いました。

2番もいいですね。

あと、3、4、5、ご答弁で分かりました。44%増、48.9%増とか、法人事業税、この交付金についても新しくできた、あるいは2年度から新しくできたもので、令和3年度に関しては2年度よりももっとそのパーセンテージが上がったということで、大幅な増になっていることで、ただ、これが悲しいことに、全て県のほうの出してくる金額ということになっていて、自主財源というところではないので、こういうふうな予測が立たないという、そこでちょっとやはり何でしょう、交付金等に頼っているという部分で仕方ない部分があるのかなとも思うんですが、推計がもう少し県のほうからもきちんとしたものを出していただけたら、事業の組立てがこれだけお金使えるよというものが早く把握できていいのかなと思いました。で、ちょっと聞いてみたいと思ったところです。

6番です。

学校給食費負担金増の理由、お答えいただきました。給食費をもらわなかった6か月間の分のそれが、令和2年度と令和3年度では2年度に学校が休みになっていたときの分のその分が増になっているということで2,300万円ですか、増になったということで、私はちょっとここでこういった検証が行われたかどうか、先ほども言いましたけれども、給食費の無償化、これについての検証が、給食費を半年間もらわなくてもこれでやってこれたという令和2年度と令和3年度で、そういった実績ができたわけですから、そのところで給食費無償化ということの検証が行われたかどうか。そこを教えてください。

あと、7番です。

児童福祉使用料、これ予算額と決算額の大幅な相違の理由をお答えいただいたんですが、経年の子どもたちの保育園に預けられるその数とか、そのあたりのところを勘案して、この

金額8,300万円が予算立てされているんですけれども、これに対して1,100万円、実際には1,100万円、要するにお子さんが預けられなかったということでもよろしいですよ。見込んだ数を預けられなかったということでもよろしいんですかね。違う。じゃ、ちょっとそのところをすみません。私の聞き取りが難しかった、聞き取れていないですね、すみません。もう一度そこをお願いします。

要するに見込みではこれぐらい保育料を払ってもらうところだったのに、こんなに1,100万円も少なかったんだということで、私は子どもの数のあれなのかなと思ったんですけれども、減の予測の立て方の違いなのかなと思ったんですけれども、そこまたちょっともう1回お答えください。

40ページの財産収入大幅増の理由、分かりました。財調の利息と、あと機械を売ったんですね。それで大幅増になっていました。何にしても収入が増えるということはいいことなので。

42ページです。

9番の42ページの不動産売払収入の件数。これ累計で138件、2万8,000平米とおっしゃいましたか、これ平米でよろしかったですか、の売却が今まで行われて、令和3年度では3件ということで、これちょっと後のほうの新規就農総合支援事業の成果のところで、100%を達成しているという、市のほうでは。県は95.3%だったけれども、市は100%ということで、見込みが達成できたということなんでしょうけれども、私もうちょっとさらに検証していただくと、もっともっといけるんじゃないか的なことを考えたときに、この市の持っているもの、市の所有しているものとのコラボというんでしょうか、そういったこの行革による売却とのコラボで、何かもうちょっと達成率、率じゃないですね、達成ができないかなど。もっと推進できないかなということを考え、そういう、これ、この事業独自ではなくて何かほかのものと一緒にして何か推進しようというようなそういう検討というのがなされたかどうかをお願いします。

それから、10番、47ページの生活保護法による弁償金の大幅増です。分かりました。市のほうとしては非常な努力をしてくださっているというのがよく分かりました。

やはり一番最初に申しましたように、税が、税というのは本当に公平公正に徴収されないと、みんな税金って取られると思っているので、払いたくなくなっちゃうんですね。だから、不正にもらったようなお金は返してもらわなきゃいけないとか、そういうことにちゃんと取り組んでくださっているという成果だと思います。ここは非常に評価していいんじゃない

いかなと思います。

それで、11の50ページです。

これちょっと私、言葉がちょっと理解できなかつたんですけども、発生額の抑制に努めた結果、増になったんですか。ということ。ちょっとそこもうちょっと、私だけ分かっていないのかも分かりませんが、すみません。

77ページのふるさと応援寄附推進事業の関係人口です。

4,566人個人で22件の法人で、さらなる増加を見込むということでした。

先ほど崎山議員へのご答弁の中で、補正を令和4年度ですか、令和3年度も補正組んであったのかな、そうそう令和3年度の補正で、補正の額には行かなかった的なことが先ほどのご答弁あったと思うんですけども、さらなる増加を見込むそのやり方というのをちょっともう1回、検証されたかどうかお答えくださいませ。

13番、87ページです。

87ページの定住促進推奨金交付事業についてです。

過疎対策債が70%が返さなくていいもので借りられるからということで、起債してあるというご答弁でした。それはとても大切なことかなと思ひまして、ただ、金額がちょっと少なく、小さいものの起債だったので、この理由を聞いたかつたんですが、これって今後の見込みというんですか、そのあたりについてお答えください。

14番、201ページです。

こちらの達成率をお聞きしましたが、目標がないから達成率等は出せませんということでした。

平成22年から720件がもうこの事業で補助金が出ているって、助成金です、が出ているということでした。ただ、いかんせん2万5,000世帯あるので、この達成率というのはちょっと数字には出てこないと思うんですけども、昨今のこのエネルギー事情といいましようか、これに関しては、やはりもっと市民への周知を図って、この事業自体を進めていただきたいと思うんですが、今後の推進の仕方、それを教えてください。

それから、15番、211ページです。

こちらは、分かりました。

先ほどの上のほうでの再質疑と関連するんですけども、今後の推進の仕方というんですか、それもう一度お答えいただけたらうれしいです。

16番。

これもお答えいただいた中に、やはり米価とのバランスというか、お米の値段が下がっちゃうというのがやはり旭市としては一大産業ですから、それ大きな問題だと思うんですけども、旭市だけで考えればそれで、そこがとっても大事なことなんだと思うんですけども、いわゆるその日本の自給率だとか、食物自給率37%台とか、そういうところとかを考えると、ほかのやり方で米作りを推進していけるような、何か検討していただきたいなというのがありました。

といいますのも、この事業自体が一般財源から出ている金額のほうが3倍ほど、2.何倍かあるので、市独自の考え方で推し進められることなんじゃないかなと思ひまして、ちょっと聞いてみました。

17番、財政調整基金です。

分かりました。私もそうだと思います。財政調整基金に関しては、最初に言いましたように、適正という金額というのは本当に議論のあるところで、はっきりしたことは当然のことながら言えないと思うんですけども、これから先いろいろな事業を推し進めていかれる中で、非常に大きなポイントというか、重要な部分になると思いますので、こここのところの議論みたいなものは、常にやっていかなきゃいけないことじゃないかなと思います。

で、令和4年度末の見込みをさっきお聞きしたんですけども、ご答弁なかったんでお願いいたします。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 1分

再開 午後 1時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） （6）の学校給食費について、半年間無償化してやってこれた実績があれば無償化できるのではないか、その検証は行われたのかというご質疑にお答えいたします。

給食費無償化に向けた検証についてですが、令和2年度及び令和3年度の6か月間の無償化につきましては、コロナ禍で景気低迷による子育て支援として、時限的に実施した施策であります。

昨年度のこの6か月間の無償化による影響額、市の収入減となった金額は約1億1,200万円でありまして、ただ、その減額に対しましては、地方創生臨時交付金を一部充当して実施できたものでございます。

今後、完全無償化した場合は、年間約2億3,000万円の収入が減となることとなりますので、こういった恒久的な財源確保が課題となります。

将来、市民の負担が増加しないよう、財政及び経済状況並びに国県の動向を注視し、慎重に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） では、（7）公立保育所の保育料約1,100万円の減の要因についてでございますが、議員おっしゃるとおり、当初見込んだ入所児童数の減、それと保育料算定については、コロナ禍でもありますので、利用世帯の所得状況が影響しているものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 項目9番、不動産の売払収入の再質問でございます。

その売り払う土地について、ほかの事業、コラボなんかできないかというご質問だと思いますが、行政改革推進課が管理する市有地につきましては、一部を除きまして立地条件がよくないこと、それから、隣地の境界の確定が困難など、実際に売却処分が困難な土地が市内にあちこち点在しております。

議員のおっしゃるとおり市の事業に有効活用できればよいのですが、なかなか条件に合う土地が少ないという状況でございます。

今後も市が行う事業を把握しまして、各課としっかり情報共有をして、活用できる土地があれば対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課のほうからは、（11）と17番のほうをお答えいた

します。

まず、臨時財政対策債のほう、発行につきまして具体的にということをございました。

臨時財政対策債につきましては、こちらの起債は毎年度起債を発行する発行可能額が定められております。

令和2年度で申し上げますと、発行可能額は6億9,332万5,000円、令和3年度で申し上げますと10億208万6,000円という発行可能額がございまして、その額に対しまして、令和2年度も令和3年度もその発行額からの抑制割合というのはだいたい同じ程度でありましたので、抑制した結果、令和2年度が2億円、令和3年度が3億円という結果になって、令和3年度が増と。結果的に増となるということをございます。

あと、17番の財政調整基金のほう回答漏れということで、大変申し訳ございませんでした。

財政調整基金の令和4年度末の現在高の見込額です。90億734万2,000円ということで見込んでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは（12）、（13）についてお答えいたします。

（12）につきましては、寄附を増やすためにはということでした。

回答です。令和4年度の予算でも、ふるさと応援寄附金の増額を見込んでいるところです。このように寄附を受納いただく方は年々増加しておりますので、現在の取組を継続していきますけれども、より旭市の魅力を伝え、本市への来訪機会を増やす体験型の返礼品をさらに充実させることなどを進めたいと考えております。

（13）になります。起債の金額が少ない理由と、今後はということでした。

回答になりますが、この定住促進奨励金交付事業で過疎対策事業債の対象になるには、干潟地域へ移住した方が対象となります。

170万円につきましては、令和3年度に干潟地域に移住された3件分、全額を起債、過疎対策事業債で充当しております。

今後につきましても、干潟地域に移住された方の分は、過疎対策事業債で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、（14）になります今後の推進の仕方について、お答えし

ます。

市民への周知につきましては、例年、年度初めの4月1日に住宅用省エネルギー設備設置助成事業につきまして、広報紙とホームページに掲載しております。

また、太陽光発電設備等の購入及び設置につきましては、あくまで個人が判断、決定するものではありませんが、今後とも地球温暖化対策の重要性について周知しながら、引き続き普及促進に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは項目15番、新規就農総合支援事業関係、今後の進め方というご質問だったと思います。

今現在平均すると、市では新規就農、それから、親元就農のだいたい平均すると13人ぐらい毎年就農していただいているところなんです、一応目標としては、市としては毎年20人ぐらい欲しいなというところで考えています。

進め方という部分でやっぱりこの新規就農、国県のいろいろな支援事業、それから、それから漏れている部分について市の単独事業、そういったもので賄いながら支援していきたいと思います。

また、この事業費一つだけではなかなか進まないものもありますので、ほかにもやっぱり農業の魅力上げていくというのが一番いいのかなというところで、いろいろな補助事業を用意して、側面から農業者の支援をして、農業の魅力アップ、一番いいのは農業でもうけてもらうというのが一番魅力になるんだと思いますが、そういった意味でいろいろな事業と絡ませながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 細かく聞きました。決算認定委員にならなかったのも、ちょっと本会議の場で細かく聞かせていただこうと思って聞かせていただきましたが、ご丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 以上で戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

続いて、伊場哲也議員、質問席に移動してください。

準備が整い次第始めてください。

○5番（伊場哲也） それでは、質疑させていただきます。

質疑内容ですけれども、令和3年度旭市一般会計決算の認定について、1号議案でございます。

3ページに不納欠損額について、金額が2,429万451円ですか、これが示されておりますけれども、不納欠損処理の見直し、額を決定するまでに、見直しは何回くらい行われたのでしょうか。

あわせて、見直しを行った結果、徴収権の消滅、時効消滅を完全に迎えていないものが含まれていたと、そういうことはなかったのかということについてお尋ねしたいと思います。

よろしくどうぞお願いします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それではお答えいたします。

市税の不納欠損額につきましては、不納欠損処理の見直しを行ったことはございません。

徴収権の消滅時効を完全に迎えていないものが含まれていることはなかったかとの質問につきましては、不納欠損については、地方税法第15条の7第5項に規定する滞納処分の執行停止における即時消滅に該当するものも含まれておりますので、この条項に該当するものについては、消滅時効を迎える前に不納欠損処理を行っております。

なお、地方税法第18条第1項に規定する地方税の消滅時効に該当するもの及び地方税法第15条の7第4項に規定する滞納処分の執行停止を適用し、その停止が3年間継続したものにつきましては、不納欠損処理を行ったものというものについては、全て時効消滅を迎えたものとして処理をしております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 今までの自分の人生の中で2,429万451円という、この不納欠損額があるんだなという驚きですね。こんな家1軒分の額が不納欠損ということで毎年あるのかなと。昨年度、一昨年度については調査しておりませんが、市税の不納欠損額2,429万450円という金額について、どうなんでしょうかね、市民の方が知ったときに、いわゆる徴収、収税という努力を行ったかどうかというようなことを考える市民の方もいらっしゃると思いますが、行政の信頼を損なうといったようなことはないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 不納欠損は2,429万451円ということですが、税法にのっとりまして、毎年督促状というものを発行しております。

これにつきましては、国保税を含むものとして、令和3年度で3万6,356件、さらに催告書2万5,136件という中で、滞納されている方には税法に沿って対応しているという判断をしております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 今日の厳しい経済情勢の中で、皆さんもそうですけれども、納税している立場としては、先ほど言いましたように、こんなに大きい額なのかと。確かに税法上ののりによって対応されるとは思いますが、何でしょうかね、正直者がばかを見ないような、信じがたい金額であると、驚きであると不公平感は私自身感じましたし、若干ね。怒りまでは到達しませんでしたけれども、なぜかこの納得がいかないと、そのような気持ちになりましたので、質疑させていただいているわけですが、納税者の対応については、地方行政を維持していくと、そういう観点から、公平公正など、これまでも本議会でも話出ておりますけれども、公平公正な納税、あるいは収税、こういったものを念頭に置かれつつ、市としても慎重に、時には覚悟を持って税の手だてを講じたり、あるいは徴収体制の強化を図ったりですとか、滞納者に対しての法的措置等も含めてご対応をなさっているかとは思いますが、日頃のご苦労、ご努力、大変かと思っておりますけれども、市民の納税意欲を損なうことにつながったりですとか、あるいは不信感を募らせたりですとか、そんなことがないように、法にのりによって全て対処していくわけではございますけれども、例年2,000万円以上、あるいは時には3,000万以上の不納欠損額、不納欠損あったんだよと。私、初めて目にして驚きを持っているので、こういう質疑させていただいているわけですので、大変かと思っておりますけれども、今後も引き続き不納欠損額減少に向けて真摯にご努力していただければなど、このように思うわけですが、その点はいかがでしょう。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 議員、いろいろありがとうございます。

税務課としましても、今後も市民の皆様の納税のしやすさなども考慮しながら滞納整理を行い、安定した税収入を確保していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと

思います。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） それでは、議案第2号、病院事業債管理特別会計についてご質問いたします。

この事業は、ご存じのように地方独立行政法人旭中央病院の起債事項についての会計を法律に基づいて旭市が管理するものであります。

大変金額が多いものですから質問するわけですが、例えば病院が5年先までどんな設備投資をするかとか、それから、どういう償還をするかということについて、どの程度構成市であります旭市と相談をしながらやられているのかということを知りたい、質問いたします。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 病院事業債につきましては、病院が4年間の計画を策定する中期計画に基づいて借入れを行っており、現在の計画期間である第2期中期計画は、令和2年度から令和5年度までです。

第2期中期計画の4年間では、総額31億1,900万円の地方債の借入額として計画しており、令和2年度は、放射線治療棟整備事業及び医療器械整備事業に3億4,000万円、令和3年度は、医療器械整備事業に5億6,180万円の借入れを行っております。

令和4年度は、医療器械整備事業として5億5,000万円の借入れを予定していますので、令和5年度は、計画額から執行済額を差し引いた範囲内の額、16億6,720万円となりますけれども、その範囲内での借入れが可能となっております。

令和6年度以降の借入計画につきましては、そちらは第3期中期計画の案を策定する段階で、借入れの計画も併せて一緒に協議をする予定となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） ありがとうございます。

やはり旭市が設置している病院組合、地方独立行政法人ですから、この旭市の起債返済額と大変近いぐらいの大きなお金を使っているわけですね。そういうことを考えますと、ここら辺のところの中期計画を立てておりますけれども、それも私見ておりますけれども、大変投資額がここのところ多いわけですね。当然技術の進歩でもって必要だと思っておりますけれども、そこら辺のところは、病院組合と執行部とは、突き合わせはどういうふうにしているのか、ただ向こうが出す起債計画をそのままお話を聞いて財政的な裏づけをしているのか、それとも、事業の進捗状態を見ながら相談しているのか、そこら辺のところは実際にはどういうふうにやっているんですか。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 計画に起債の借入額を計上するに当たりましては、当然病院としては必要なものの提示をしていきます。こちらについては、それが本当に適正かどうかというのを判断しながら、計画の中に数字を盛り込んでいっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そうしますと、中期計画を病院側が立てるときに、そういう医療機器などの整備についても、先ほどお話があった令和5年までも決まっているようですけども、そういう中身についても、かなり市当局と厳密に相談した上でもってやっているというふうに考えていてよろしいですか。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 計画を立てるときには、ちゃんと協議をしながらその辺の計画は立てております。

以上です。

○議長（木内欽市） 本件の松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第3号、国民健康保険事業特別会計決算について、監査委員の報告を見ながら、全体的なことについて市長のお考えを聞かしてください。

施設勘定は除きまして事業勘定についてでありますけれども、特に4年前の平成30年から県が抱える広域化がされました。そういう中で、大変財政的にどうなのかということが心配になってきております。

この監査報告の31ページを見てみますと、国民健康保険税の収入率は前年度と比較して増加し、収入未済、欠損額はともに減少しているということをおっしゃってありますが、しかし、大変国民健康保険税の滞納でもって保険証が使えないという方も出てきております。

そういうことを考えますと、やっぱり今後とも国民健康保険に対する市民の理解、適切な対応、収入未済額や不納欠損の減少にどのような形でもって取り組んでいくかということが大変重要な問題になっているんじゃないかと。

こういうことを考えますと、やはり国民健康保険税の今の状況について、具体的に市長はどういうふうに関心を持っていらっしゃるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 監査委員の決算審査意見書についての見解を申し上げます。

令和3年度旭市国民健康保険事業特別会計決算につきましては、監査委員より健全な状態を維持しているとのことをご意見をいただきました。

また、議員おっしゃるように、歳入においては収納率の向上、収入未済額及び不納欠損額の減少の結果についても一定の評価をいただいたところでございます。

しかしながら、令和3年度決算においては、長期化している新型コロナウイルス感染症や、年々減少する被保険者数の影響により、国民健康保険事業特別会計においても少なからず影響を受けております。

今後も国保を取り巻く環境は厳しくなると考えますので、財政調整基金などの各種財源の確保に努め、安定的な財政運営を行っていきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そこら辺のところを評価していくわけですが、ところが、実際には滞納する家庭がかなり出てきているわけですね。それに対する税としての徴収の問題がありまして、住民との間では大変いろいろトラブルが今あるわけです。私もそういう問題を扱ったこともあるんですけれども、やはり税として保険料だけでも税ですから、それについてのかかり執行の問題もありまして、そこら辺のところはもっと十分に時間をかけて、今後やらなきゃいけないんじゃないかと、こういうことを考えて今回の質問をしたわけです。

この点がやはりそういう実際に保険証が使えなくなるという方が大変多くなってきておりますので、そこら辺のところをぜひ監査委員さんがどういうふうに判断するかということこれから見ていきたいと思っております。

それについて、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 先ほども申し上げましたとおり、今後も国保を取り巻く環境は厳しくなる、すなわち市民の皆さんの環境も厳しくなることがあるかとも思います。適切な徴収に当たっていききたいと考えております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

そのまま質問席でお待ちください。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 議案第6号、水道事業会計決算についての監査意見書の中身を見ながら、質疑させていただきます。

本市の水道事業はおおむね安定した経営状態にあるというふうに言っています。ところが、人口の減少や節水の定着、普及率、機器の支給など、資本収入の大幅な増加が見込めない中で、水道が一定の更新時期に来ている、こういうことが言われております。

これについては、厳しい経営環境になるだろうと監査委員も言っておりますけれども、今後の水道事業のビジョンについてはどのように考えているか。安全で良質な水を供給するように求めたいというふうに言っておりますけれども、これについてはどのような対策をこれから考えようとしているか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 監査委員からの意見におきましては、財政の健全性はおおむね良好であると思われる、及びおおむね安定した経営状況にあると言えるという意見をいただいているところでございます。

一方、ご指摘にもございましたが、給水収益の大幅な増加が見込めない中、更新需要の増大を控え、厳しい経営環境となることが予測されるため、今後の更新需要に備え、引き続き現在の経営状況を維持しつつ、計画的な施設更新を行い、安全で安定供給に努めていきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そこで、水道の問題については、広域水道企業団との関係やその他のものがあって、更新の時期に来ているけれども、大変厳しい状態にあると思っております。これをまともにやったら水道料金に跳ね返るか、それとも市の拠出金がだいぶ増えると思えます。

水道料金については、県内でも大変高い部分になっているという矛盾が出てくるわけですから、そういう面についての市の考え方は、もっと明らかにしていただきたいと思っておりますけれども、そういう計画は今つくられますか。つくるかお考えがありますか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） ご心配をいただきまして大変ありがとうございます。

現在の水道事業ビジョンにおきましては、10年間であったか、この後補足させますが、料金の値上げは考えていないということでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 市長のほうからも今ございましたが、水道ビジョンにおきまして、令和11年度までの水道ビジョンの算定期間の中では、料金値上げはないということまででございます。

ただ、外的な要件としまして、企業団等の送水管での更新事業が進められておりますので、そういった中での料金への影響ということも考えられるのが事実でございます。

また、今後の方向としまして、企業団を含めました関係市町村とのいろいろな広域な連携との協議をして進めていくようにということで、今検討のほうを進めておりますので、そういった中でまた計画と申しますか、安定経営といったものについても検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） おおむね分かりました。

しかし、早い時期にループ化とかそういう計画をぜひ市独自に考えて、計画をつくっていただきたい。これについてはやはり急がれると思います。

10年間値上げしないと、私は一般質問でもって値下げしてくれと言いました。これは県のほうからもそういう話がこれから出てくると思うんで、それに期待しながら質問を終わらせていただきます。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのままお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、始めてください。

○20番（松木源太郎） 議案第7号、公共下水道事業会計決算について、監査委員の意見書を見ながら質疑いたします。

公共下水道事業は、ご存じのように令和2年から企業会計になったわけですね。企業会計になって、書類見てみると大変事業の実態が分かるように私もなったと思います。今までの普通の会計から比べると状況が分かってきました。

そこで、有収水量問題とか、それから、公共下水道への接続の問題とかということを経査委員が指摘しておりますけれども、これは大変大事な問題でありまして、水洗化率が71.0%であります。それで、こういうようなことであれば、公共下水道区域の土地をお持ちの方は、平米800円のお金を全部払っているけれども、実際には合併浄化槽を使ってつながらないところが大変多いわけですね。それが30%近くまだ残っているということになるわけです。これを何とかしなきゃいけないというのがここに記載されております。

今後の公共下水道事業の経営において、使用開始後20年以上が経過した施設の維持管理の問題と、それから、この水洗化率を上げる問題と絡んでいるわけですが、これらについては具体的にどういうふうに考えた方がいいのか、市長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 監査委員からの意見におきましては、おおむね堅調な状況であると考えられるという意見をいただいているところです。

しかしながら、引き続き一般会計からの繰入金への依存度が高い状況であるという大変厳しいご意見をいただきました。

さらなる収入の確保や経費節減により、引き続き経営改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 私が申し上げたのは、公共下水道区域の方にはほぼ100%近く合併浄化槽をやめて、公共下水につないでもらうと。こういうようなことについて、どういうふうにこれからしていったらいいか。

それは前に議論したことがありますけれども、区域外から流入についてをやるんだったら許可するよということが最近ありましたね、条例変えて。それでもって私も引っ越しするときにそういう場所に選んだわけですが、それもありますけれども、近く見てみると、まだ合併浄化槽を使って、それでもって、きちんと清掃しているかどうか分からない部分が3割あるわけです。3割近くあるわけ。そういうことについての対策をこれからぜひやっていただきたい。そのことを市長にお願いして質疑を終わりたいと思っております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 議案第8号、農業集落排水事業会計決算について、ご質疑申し上げます。

私が前に住んでいた江ヶ崎、琴田二つの地域が農業集落排水事業の地域であります。ここも令和2年から公営企業法の適用になって、中身が今までよりもかなり明らかに、経理的に明らかになって、私も見てびっくりしました、いろいろと。

そういう中で、この地域で20年ちょうどたちますから、いろいろな問題が今出てきていると思うんです。将来は、はっきり言ったらば、どうしたらいいかという問題にこれからなってくると思うんです。

この地域は農業集落排水事業地域については、加入金が幾ら、それから、利用料の計算の仕方も下水道とは違います。そういうことでもって、私もそういう地域に住んでいたんでもって、大変いい施設をつくってくれたと思いますけれども、行政の一般会計からの繰出金も大変あると。これは将来どうしたらいいんだということでもあります。

この監査意見では、今後も農業集落排水事業が整備区域における社会的基盤として重要な役割を果たせるよう、農業集落排水への加入の促進を努めるとともに、いわゆる旭市農業集落排水事業経営戦略に基づく持続的な経営の立て直しが必要だと、こういうふうに言っておりますけれども、この考え方では、どうしたらいいと市長は考えておりますか。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 監査委員からの意見におきましては、おおむね堅調な状況であると考えられるという意見をいただいているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、引き続き一般会計からの繰入金の割合が高いという厳しいご意見もいただいております。

持続可能な経営基盤の確立と効率的な施策の実施について、鋭意努力してまいります。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎）　ここで市長にちょっと提案というか、ご意見を言っておきたいんですけれども、公共下水道以外で下水道として使われているのは江ヶ崎の地域、琴田の地域と、それからもう一つ江ヶ崎の西の外れにニュータウンというところがありまして、そこも公共下水道的なことを民間でやっているわけです。

　　こういうところは、今の現在まだ10年近くはいいでしょうけれども、その先になると、結局公共下水道とつながなければ、永久的にこれが地域でもってやっていくわけにいかないんじゃないかという問題が出てくると思うんです。

　　そういうことを将来の問題としてぜひ考えた上でもって、行政的な計画を進めていただきたい。そのことを要望して、質疑を終わりたいと思います。

○議長（木内欽市）　以上で松木源太郎議員の質疑を終わります。

　　議案第8号の質疑を終わります。

　　議案第9号について質疑に入ります。

　　質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

　　常世田正樹議員、質問席に移動願います。

　　準備が整い次第始めてください。

○1番（常世田正樹）　議案第9号、旭市一般会計補正予算の議決について、質疑させていただきます。

　　さわやか畜産総合展開事業について、名称ですとさわやか畜産、果たしてその畜産の豚舎をきれいにするのか、よく分からなかったので質問させていただきます。

　　事業内容と件数、過去5年間の採用件数についてお伺いします。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の質疑に対し答弁を求めます。

　　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それではお答えいたします。

　　この事業は、畜産農家が行う家畜排せつ物の浄化処理施設の機能向上、それと堆肥の利用促進に関する機械・施設の整備に支援する県単独の補助事業で、補助率は事業費の10分の1以内、市の補助と合わせて10分の3以内になります。

　　申込みは今回は畜産農家、これ養豚農家なんですけれども、1件からで、良質な堆肥を生産するための急速発酵堆肥化装置、これを1基整備する予定となっております。

　　過去5年間の事業実績ということなんですが、平成29年度は1件、平成30年度4件、令和元年が3件、令和2年が1件、令和3年が1件という状況になっております。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 再質疑させていただきます。

その事業効果についてお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 畜産農家が導入する予定の急速発酵堆肥化装置については、既存のロータリー式攪拌機と併用することで、ふん尿処理の回転率を上げて、生産する堆肥も高品質化が見込めることと、近隣農家への質の高い堆肥を供給することが可能となります。

また、脱臭装置を併設するため、発生臭気の低減も期待できるということです。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 816万円という結構な額の補正でしたので、事業内容と効果を確認するために質疑させていただきました。

ロシアとウクライナの戦争はいつ終わるか分かりません。化学肥料が、代替肥料が必要と日本各地になっております。素晴らしい事業、そしてまた、SDGsにも沿った事業だと思いますので、さらに件数を増やすよう執行部のほうで努力していただければと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の質疑を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

続いて、崎山華英議員、質問席に移動願います。

崎山議員、準備が整い次第始めてください。

○6番（崎山華英） 議案第9号、旭市一般会計補正予算の議決について質疑させていただきます。

物価高騰対策臨時特別給付金給付事業についてです。

世帯1万円、世帯主を除く世帯員5,000円とした根拠を教えてください。同居していたとしても、世帯分離していた場合と、していない場合で不公平感はないか。あと、その点も考慮されたのかということでお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を2億円、これが金額として今般

2億9,677万2,000円が交付されますので、これを活用しまして、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業を実施する。

この実施に当たりまして、物価高騰等による影響は、特定の方だけではなく市民全体に及んでいるということから、支給対象を全世帯とまず決めました。

給付額については、地方創生の臨時交付金をベースとして考えて、1世帯1万円と限定して検討しておりました。

しかしながら、各家庭への影響は世帯一律ではなく、世帯員の人数等により異なることから、1世帯につき1万円、世帯主以外の世帯員1人につき5,000円を各世帯へ給付することといたしました。

この給付額となりますと、国の地方創生臨時交付金だけでは賄い切れませんので、不足分につきましては、市の一般財源から1億7,788万2,000円を支出することとして予定しております。

なお、世帯分離している方とそうでない方の不公平性ということですが、こちらプッシュ型で積極的に交付するという意味で、その辺の調査もかなり難しいと思いますので、不公平ということにはならないと思いますので、それは世帯分離している場合は1世帯ごとということになります。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

今回議会で可決となった場合、算定の基準日というのはいつになるのかというのをちょっとお尋ねします。

基準日以降の離婚等で世帯が分かれた場合とか、あと事情によりやむを得ず戸籍はそのままだけれども、別居している方へのフォローとかはあるのか、ちょっと教えてください。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） まず基準日ですが、これは予算案が議決されることを前提としてですが、今のところ今年の10月1日を考えております。

基準日以降に離婚したという10月1日現在ですから、それ以降のことについては、一切考慮には入れません。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。

では、基準日以降で離婚された場合であれば、それは考慮しないということで、そのあたりは各家庭で相談して分けていただくということですよ。分かりました。

こういう補助金に対してだといつもそうなんですけれども、世帯主が夫で、その妻が子どもを連れて別居するケースが割合として多いので、こういった給付金事業の際は、所得が低い妻だとか女性側が困難に落ちることが多いので、そのあたりのほうのできたらフォローしていただきたいなと思いました。ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

戸村ひとみ議員、準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） お願いします。

一般会計の補正予算の一般管理費で、庁舎管理費406万5,000円、これが光熱水費、電気料金の値上げということに伴う補正だということなんです、この金額の積算根拠をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 増額の積算根拠ということでございますが、本年の4月から6月までの電気料金の実績額、それから、7月から翌年3月までは、過去の電気使用料を参考に電気料金の見込額を算出しまして、予算不足額を算出しております。

この補正額につきましては、不足額を算出する際、まだまだ電気料金がちょっと値上がる傾向が見られますので、補正額につきましては今後さらなる電気料金の上昇を見込みまして、予算不足額の1割増しで算定しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） この根拠として、積算根拠として4月から6月までの実績と、7月からは過去の実績を根拠として、それに対して、またその1割ほど増して計算してあるということですが、こちらの4階に下りたところの、エレベーターを降りたところの柱にも節電中というのをでかでか貼り出してあるんですね。とても大事なことだと思うんですけども、

これまで過去の実績として、節電を呼びかけながら、課長が実績としてどのように節電の効果を捉えられていて、それをこの実績、過去の実績から計算されたところに反映されなかった理由というのをちょっと教えてください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 現在こちらの庁舎のほうは、エアコンの設定温度ですとか、あるいは廊下の照明灯をちょっと間引きをさせていただいて、節電にちょっと努めております。

この節電を始めた経緯は、今年の夏、初夏ですね、初めに国のほうから電力需給逼迫宣言というのがありましたので、そういったのも受けまして、少しでも節電をしようということで始めております。

ただ、この節電の効果というものが、この庁舎まだ2年目でございますので、実際に節電の効果、実際電気料がどのぐらい減ってくるのかというのが現状今見えない状況です。今年度初めてそれが分かってくるのかなと思います。

そういったこともありまして、補正予算を組む際には、そこまではちょっと検討せずに、過去の実績を基に積算をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） それでは、先日の説明で、市全体として電気料金の増額分というのをちょっと私が正確に聞き取れているかどうかですけれども、6,644万円とおっしゃったと思うんですが、市庁舎に関してはまだ2年目なので、その節電の効果みたいなものが推しはかれない分、こういう予算立てに考慮されていないということでしたけれども、今回の予算立ての仕方が全体の6,644万円、これは聞き取れている数字かどうかは別として、ここに同じような積算根拠でこれを出してあるのかどうかというのを教えてください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課のほうでお答えいたします。

今回の補正の額6,600万円ほどで、全部で今回の合計は合っております。

そのほかのところの積算の方法ですが、先ほど行革課長のほうから回答ありました積算方法と同様に行っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） そうすると、課長がおっしゃった、まだ庁舎が2年目なので、節電の効果というものを推しはかれないみたいな答弁だと、ほかも同じように積算しているわけですから、私は若干何か違うのかなという気がするわけです。

先ほど来申していますように、気候変動とか、あと税ですね、税金を使うということとかに関して、やはりもうちょっと慎重な積算というんですかね。それをこれだけの努力をするから、これだけの努力をするつもりだから、これぐらいの積算でこれだけの金額になっていますというふうなところをちょっと出していただきたかったなとは思いますが、ちょっと一般質問になっちゃうんでやめておきます。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

続いて、伊場哲也議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○5番（伊場哲也） それでは質疑させていただきます。

令和4年度旭市一般会計補正予算の議決について、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業についてでございます。

先ほどの崎山議員の総務課長の答弁で、国支出金2億9,677万2,000円、並びに市の独自財源一般財源1億7,788万2,000円、計4億7,465万4,000円の金額をトータルして給付する事業であると理解させていただきました。

私の最初の質疑でございますけれども、この物価高騰対策臨時特別給付金給付事業なるも

のは、今回だけの一過性のものかということについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 物価高騰対策臨時特別給付金は、今回限りの給付となります。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 分かりました。

一昨年度、コロナ関係で特別定額給付金、全世帯に10万円、これございましたね。たしかこれ64億8,900何万円というような拠出だったと思います。

あわせて、市独自のすばらしい給付事業がありましたですね。元気回復特別給付金。1世帯2万円、これは私、市としての給付事業として非常にすばらしいなど。友人も大変喜んでいましたので、今回10月1日を基準日以降、順次各世帯主に1万円云々で支給されることになろうとは思うのですけれども、今回の本事業で所得制限については設けておりませんですね。この理由についてお聞かせ願えればありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 今回の給付金については、議員おっしゃるとおり所得制限は設けておりません。

と申しますのは、一昨年の給付金の給付、例えば元気回復にしても市独自の給付金でしたが、これについても所得制限は設けませんでした。

というのも、今回は特に物価高騰に対する対策ということで、押しなべて全ての方々、全ての家庭に何らかの影響は出ておると思われますので、そういった意味も含めまして、所得制限は設けませんでした。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 所得制限を設けなかった理由については分かりました。

答弁の中で、前回とは。前回はそもそも趣旨が違うと思うんですね。元気回復、これは市民皆さんに元気回復してほしいなというような願いで、全世帯一律にと。今回は物価高騰。みんな該当はしますけれども、特に生活困窮者に対してというようなことがありましたもので、所得制限を設けることによって、その税の分配の不公平ですとか、必ずそういう話題になると思うんだよね。市として、仮にそういうことをした場合には、どういう問題が起こる

のかなというようなことも考えましたので、質疑させていただいた次第です。

最後の質疑ですけれども、全2万6,930世帯にこの給付事業、対象となる世帯数あるかと思えますけれども、送金事務費、簡単に言うと手数料ですね。これは幾らぐらいかかるものなんですか。お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 現在のところの協議の中では、無料ということで行いたいと思っております。金融機関との協議をしております。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第17号、議案第18号直接審議（先議）

○議長（木内欽市） おはかりいたします。議案第17号、議案第18号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思っております。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、議案第18号は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第17号、議案第18号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

議案第17号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

議案第18号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり

同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第18号は同意することに決しました。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長(木内欽市) 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第8号までの8議案については、決算認定の議案であります。総務常任委員会から3名、文教福祉常任委員会から3名、建設経済常任委員会から3名の9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長(木内欽市) 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思っております。これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、松木源太郎議員、島田恒議員、常世田正樹議員。

文教福祉常任委員会より、宮内保議員、片桐文夫議員、伊場哲也議員。

建設経済常任委員会より、遠藤保明議員、井田孝議員、菅谷道晴議員。

以上の9名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

この後決算審査特別委員会において、正副委員長の互選を行うため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時50分

○議長(木内欽市) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま決算審査特別委員会において正副委員長が選出されましたので、ご報告いたします。

委員長に宮内保議員。

副委員長に遠藤保明議員。

以上のとおりであります。

◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長(木内欽市) 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第8号までの8議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、20日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第5 常任委員会議案付託

○議長（木内欽市） 日程第5、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第9号から議案第16号までの8議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表1の議案の表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、26日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第6 常任委員会請願付託

○議長（木内欽市） 日程第6、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第4号から請願第6号までの3件であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に請願を付託いたします。

請願第4号から請願第6号までの3件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、請願の部のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、26日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は12日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時51分